

## 仙台市農業委員会第 60 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 4 月 28 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 0 人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

6 協 議

(1) 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 令和 5 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 売渡あっせん希望農地一覧表

(6) 令和 4 年度第 6 回企画検討チーム会議報告

8 そ の 他

(1) 会長等報告

(2) 「地域の農地を生かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の改正について

(3) 「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」様式の配布について

- (4) 地域計画策定に係る経営意向調査の実施（案）について
- (5) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- (6) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
振興係長	遠藤 勝広	農地係長	伊藤 秀宜
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

○ 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 60 回総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>	
2 会長挨拶	<p>－ 会長 あいさつ －</p>	
司会：振興係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p>	
議 長 (佐々木会長)	<p>全員出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、13 番佐藤千治委員、14 番佐藤とみ委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>	
議 長	<p>議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いいたします。</p>	
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	<p>4 月 5 日に開催した、あっせん会の結果を報告します。</p> <p>当日は、1 件のあっせんがありました。泉区根白石の農地で、売渡申出人と買受申出人は双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から齋藤清太委員と農地利用最適化推進委員から高橋孝夫推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第 3 条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。</p> <p>以上で、あっせん会の結果報告を終わります。</p>	

議 長

議案に入ります。

第 1 号議案から第 4 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、4 月 20 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第 1 号議案について、大泉権吾第一調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は小野寺潔委員、菊地郁夫委員、庄司俊充委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の 5 名で行いました。また該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子亮一推進委員、熊坂茂彦推進委員、阿部忠弘推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が 3 件、売買による新規就農が 1 件、売買による営農再開が 1 件、贈与による規模拡大が 1 件、賃貸借による規模拡大が 2 件の合計 8 件です。調査の結果報告は番号 1 番を私（大泉権吾委員）から、番号 2 番と 3 番を柴田市郎委員から、番号 4 番を庄司俊充委員から、番号 5 番と 6 番を菊地郁夫委員から、番号 7 番と 8 番を小野寺潔委員からします。番号 1 番と番号 5 番と番号 7 番は、口頭報告をします。

大泉権吾委員  
(4 番)

番号 1 番は、売買により新規就農を図るものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は農家の出身で、長く農作業を経験しております。農産物等の直売所を営んでおり、収穫物はこの直売所で販売する予定です。今回、耕うん機 1 台を導入し、1 人で（繁忙期には手伝いを受け）17 a の農地に、大根と白菜等を栽培する計画です。4 月 15 日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(19 番柴田市郎委員報告)

番号 2 番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 2 台（バインダー 1 台・ハーベスタ 1 台）を所有し、家族 3 人で 45 a の農地を耕作しています。4 月 18 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と

調査いたしました。

番号3番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で257aの農地を耕作しています。4月15日に安達良和農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(15番庄司俊充委員報告)

番号4番は、売買により営農再開するものです。譲受人は、農地中間管理機構を通じて所有地を貸し付け、離農しておりましたが、農業経営を再開するため新たに農地を購入するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有しており、稲刈りは作業委託により、家族3人で30aの農地を耕作するものです。なお、申請地は農地中間管理事業により賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。4月16日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員  
(9番)

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。農地中間管理機構を通じて借り受けていた農地を、購入するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機4台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で、658aの農地を耕作しています。なお、申請地は農地中間管理事業により賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。4月17日に太田功治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(9番菊地郁夫委員報告)

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族3人で133aの農地を耕作しています。4月17日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員  
(6番)

番号7番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で98aの農地を耕作しています。4月16日に二瓶均農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

#### 書面報告

##### (6番小野寺潔委員報告)

番号8番は、売買により規模拡大を図るものです。令和5年4月5日開催のあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で170aの農地を耕作しています。4月14日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

大泉第一調査  
委員会委員長

番号1番についての補足ですが、令和5年4月から農地法第3条の下限面積要件が撤廃となり、今まで仙台市の場合は30a未満では新規就農できないということでしたが、今回の申請は17aでの新規就農で、法改正後初めての事案となります。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

高橋勝彦委員  
(17番)

番号1番に関連して、今回聞き取り調査をしましたが、例えば1,000㎡とか500㎡というような面積の新規就農者に対して、聞き取り調査を継続していくのか伺います。

事務局農地係長

新規就農者の聞き取りですが、先月の総会でも説明のとおり新規就農の方は1,000㎡以上の場合には聞き取り調査を行い、1,000㎡未満の新規就農の方はその時には聞き取り調査は行わないこととなります。なお、最初に500㎡取得して、

追加で700㎡買って1,000㎡を以上になるような場合には、追加の2回目の申請の際に新規就農扱いということで、聞き取り調査をさせていただくということになります。

この取扱いで当面進めさせていただき、不都合があればその際に見直しを図ってまいりたいと思います。

議 長

なかなか難しい問題になっていますが、仙台市としては1,000㎡を基準として、聞き取り調査を行うということをお願いします。

下限面積は無くなったとはいえ、農地法第3条は耕作目的の申請ということは変わりませんので、1,000㎡未満の聞き取り調査をしない方を含め、すぐに転用をされては困ります。これについてはしっかりと審査をするように県から通知されていますので、耕作目的での許可ということを忘れず、審査を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局農地係長

今の話に1点補足させていただきます。4月から農地法第3条許可申請をし、新規で就農する場合には、仙台市独自の取組として「耕作目的で取得する申請です」という確認書を、申請書とは別に提出を求めているところです。議長のお話のような、すぐに転用の目的があるのであれば、それは農地法第5条申請になりますので、間違いなく耕作の用に供するための申請であることの、確認書を書いて頂くようにしているものです。

議 長

他に何かございますか。

郷古雅春委員  
(11番)

新規就農でこれまでの下限面積以下で入ってこられる方というのは、恐らく農地法や、今の転用の問題などを、あまり理解されない方が結構いらっしゃると思います。

そういった時に、「こういった農地の取得というのはこういった農地法の適用を受けてこうなるんだよ」ということはしっかりと伝えていくべきだと思うのですが、今のところそういったことを伝えるためのコンパクトな資料などはあるのでしょうか。

事務局農地係長

4月から簡単に内容が分かるような1枚物のチラシを作り、それを相談のあった際にお渡しするようにしているところです。総会の終了までに、配布しているチラシと確認書を皆様に1部ずつお渡ししたいと思います。

議 長

他に意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に

係る処分決定について、許可と決定いたします。

(午後1時49分)

議長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。  
調査の結果を委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、加藤和江委員から行います。番号1番は、口頭報告をします。

加藤和江委員  
(7番)

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって、500メートル以内に2つの公共的施設があることから、第3種農地と判断しました。申請は、田2,062㎡を転用し、駐車場(64台)に880㎡、通路に1,182㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(7番加藤和江委員報告)

番号2番は、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑538㎡のうち266.1㎡を転用し、資材置場に130.50㎡、駐車場に37.00㎡、通路等に98.60㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。今回の転用面積を除いた271.90㎡は平成19年に駐車場として転用済です。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありました。ご異議、ご意見等 はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に 係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時52分)</p>
議 長	<p>次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定につい て を上程いたします。</p> <p>調査の結果を委員長から報告願います。</p>
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第3号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江 委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、通路に 転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件、建築条件付き宅地に転用 するものが1件、建売住宅に転用するものが1件、土砂置場に一時転用するもの が1件の合計5件です。調査の結果報告は番号1番と2番を佐藤千治委員から、 番号3番から5番を松原菊男委員から行います。番号3番は、口頭報告をします。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>書面報告</p> <p>(13番佐藤千治委員報告)</p> <p>番号1番は、通路に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、 都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良 事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象と なっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し ました。申請は、譲受人が畑36㎡を転用し、通路として利用する計画であり、 計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であ ることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断し ました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されておいま す。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがない と判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、一般住宅に転用するもので、使用貸借による権利の設定です。 申請地は、市街化調整区域の農振その地の区域です。10ha以上の広がりがなく、 土地改良事業完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判 断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と</p> </div>	

判断しました。申請は、譲受人が畑 296 m<sup>2</sup>を転用し、専用住宅に 63 m<sup>2</sup>、駐車場（2台）に 36 m<sup>2</sup>、通路等に 197 m<sup>2</sup>として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されており、令和5年3月24日付で既存宅地として一般住宅の新築許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員  
(18番)

番号3番は、建築条件付宅地に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田 999 m<sup>2</sup>（実測 999.44 m<sup>2</sup>）を転用し、建築条件付宅地として3区画に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であること及び「国の建築条件付き売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」の要件を満たしていることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

#### 書面報告

(18番松原菊男委員報告)

番号4番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田 496 m<sup>2</sup>（実測 497.04 m<sup>2</sup>）を転用し、建売住宅（2棟）に 129.14 m<sup>2</sup>、駐車場（4台）に 50.00 m<sup>2</sup>、通路・庭等に 317.90 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、土砂置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し

ました。申請は、土木工事業者が公共工事に伴う工事のため、田 1,662 m<sup>2</sup>のうち 480 m<sup>2</sup>を一時転用し、土砂置場に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。一時転用する期間は、令和 5 年 8 月 31 日までです。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 5 7 分)

議 長

次に、第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。

調査の結果を、委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の 4 名で行いました。今回の申請は、一般住宅に転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが 1 件です。調査の結果報告は、菅野則義委員から行います。(口頭報告はありません)

書面報告

(8 番菅野則義委員報告)

番号 1 番は、売買により一般住宅建築のため転用許可を受けていましたが、事業者を変更するため、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。一般住宅を建築する目的で昭和 58 年 11 月 28 日付農地法第 5 条許可を受け、所有権の移転登記を行いました。その後、資金面の問題から住宅建築ができなかったことから、新たな事業者が住宅建築を行う事業計画に変更するものです。変更後の申請は、新たな事業者が、畑 662

m<sup>2</sup>を転用し、一般住宅に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資金計画は自己資金及び金融機関からの借入金であり、預金通帳の写し及び金融機関の審査結果通知書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について、承認することに決定します。

(午後1時59分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1) 「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 — (1) 「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1) 「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」は、承認といたします。

次に、(2) 「令和5年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)について」を、事務局から説明願います。

事務局農地係

— 説明 — (2) 「令和5年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

<p>議 長</p>	<p>(異議、意見等なし)</p> <p>異議がなければ、(2)「令和5年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)について」は、承認いたします。</p> <p>(午後2時09分)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(5)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。</p>
<p>事務局農地係長</p>	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり6件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり15件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページに記載のとおり3件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、5ページに記載のとおり4件ありました。(5)売渡希望農地一覧表については、あっせん成立が1件、新規の売渡希望が1件、売渡希望価格の変更が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、次に、(6)「令和4年度第6回企画検討チーム会議報告」を加藤企画検討チーム長から報告願います。</p>
<p>加藤企画検討 チーム長</p>	<p>— 説明 —(6)「令和4年度第6回企画検討チーム会議報告」</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項(6)について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 1 6 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。 (1)会長等報告は、私（佐々木均会長）からいたします。 <a href="#">資料 4</a> をご覧ください。
会 長	(会長等報告) 3分
議 長	続きまして、(2)「地域の農地を生かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の改正について、説明願います。
事務局振興係	— 説明 —(2)「地域の農地を生かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の改正について
議 長	続きまして、(3)「令和 4 年度推進委員などの最適化活動の点検・評価」様式の配布について、説明願います。
事務局振興係	— 説明 —(3)「令和 4 年度推進委員などの最適化活動の点検・評価」様式の配布について
議 長	続きまして、(4)「地域計画策定にかかる経営意向調査の実施について」を農業振興課から説明願います。
農業振興課	— 説明 —(4)「地域計画策定にかかる経営意向調査の実施について」
議 長	続きまして、(5)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を農業振興課から説明願います。
農業振興課	— 説明 —(5)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」
議 長	続きまして、(6)事務局からの連絡事項を、説明願います。
事務局農地係長	(6)事務局からの連絡事項について 3分 ※3月総会で質問された事項への回答 「中間管理事業で使用貸借で貸し借りをしている理由」(資料なし・口頭説明)
①～⑤ 事務局振興係	①農地等の利用の最適化に関する意見について (依頼文書) ②令和 6 年度農林関係税制改正要望について (依頼文書)

- ③最適化活動の活動記録簿（月報）の配布について
- ④仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務
- ⑤5月～6月の予定表
- ⑥他市町村農業委員会だより等（名取市）

議 長

ご意見、ご質問等がございますか。

菊地郁夫委員  
（9番）

JA 仙台が行っていた、農地利用円滑化事業による利用権は廃止され、今は農業委員会設定の利用権だけです。今後、地域計画策定後、農業委員会の利用権が廃止になるということであれば、米（現物）での賃借料支払いはできなくなり、農地中間管理のお金でのやり取りの形式しかなくなるということですか。

事務局農地係長

中間管理の制度としては、物納というのもできないわけではないですが、農地中間管理機構から事務を請け負っている JA の意向もありまして、基本的にはお金でのやり取りになると思います。

菊地郁夫委員  
（9番）

制度的にはそうなるのですね。  
次に、賃貸借期間についてですが、農業委員会の利用権の場合、3年、6年、10年など期間で契約できますが、地域計画策定後はどうなるのでしょうか。

事務局農地係長

地域計画ができた段階で契約が切れるというわけではなくて、契約期限まで有効です。ただ、新たに契約ができないので更新ができなくなります。

議 長

他に質問等、ございますか。

菅野則義委員  
（8番）

最適化活動の点検・評価表について確認ですが、自己の点検と評価を自分で書いて、提出ということよろしいですか。

事務局振興係

その通りです。

議 長

他に質問等、ございますか。

（質問、意見なし）

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。  
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職

嶺岸会長職務  
代理人

務代理人からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 60 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 5 0 分)